

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	廃棄 00-02 <u>R 3</u>
提出年月日	令和4年7月13日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（廃棄）

（MO X燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 20 条廃棄施設」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

廃棄00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(廃棄)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/13	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/13	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	8/26	0	※本別紙は追而とする。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (1 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(廃棄施設) 第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 〇：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p> <p>【許可からの変更点等】 本項目では「気体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理していることから、許可において「廃棄施設」と記載している箇所を「気体廃棄物の廃棄設備」として、記載内容を展開する。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。気①</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 周辺監視区域の境界における空気中の放射性物質の濃度を低減する基本方針は同じだが、MOX燃料加工施設では「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下にする処理能力を有することについて、後述の基本設計方針に記載している。</p>	<p>第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。気①-1</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 本項目では「気体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理しているため、「気体廃棄物の廃棄設備」と「放射性廃棄物を処理する設備」で主語が異なる。</p>	<p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 ⑨ 廃棄施設</p> <p>a. 廃棄施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。気①-1</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄施設 MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気③ 【①P3へ】</p>	<p>(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 (1) 安全機能を有する施設 ⑩ 廃棄施設</p> <p>(廃棄施設) 第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。 2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年)(以下「線量目標値指針」という。)を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる設計とする。 気④ 第2項について 保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限り、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固③-2 【②P27へ】</p>	<p>別添I (施設共通) I-1 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備等 1.2 廃棄物処理設備</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。 さらに、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。【③P19へ】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 水中の放射性物質の濃度に関する基本設計方針は「5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備」に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (2 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異なるため、「<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>」と「<u>気体廃棄物処理設備</u>」で主語が異なる。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。気①-2</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。気①-3</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>【②P19へ】 (b) <u>液体廃棄物の廃棄施設</u> MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物は、<u>廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</u>液①-2</p> <p>b. <u>保管廃棄施設は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u>固③-1 【③P27へ】</p> <p>ホ. <u>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</u> (イ) <u>気体廃棄物の廃棄設備</u> (1) <u>構造</u> ① <u>概要</u> a. <u>設計基準対処の施設</u> 気体廃棄物の廃棄設備は、<u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u>気①-2</p> <p>建屋排気設備、<u>工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する。</u>気①-3 燃料加工建屋の主要構造は「ハ.(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。気④ 各排気設備は、高性能エアフィルタ、排風機等を設ける。気④ 気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。気④ また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。また、グロ</p>	<p>ホ. <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> (イ) <u>気体廃棄物の廃棄設備</u> (1) <u>設計基準対象の施設</u> ① <u>概要</u> 気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気④ 燃料加工建屋及びグローブボックスを設置する部屋等は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、高性能エアフィルタ2段でろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。気④ グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、高性能エアフィルタ3段又は4段で放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する。気④</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 気体廃棄物処理設備の構成を記載する方針は同じだが、構成設備がMOX燃料加工施設と異なるため。</p> <p>気体廃棄物処理設備は、主として主復水器の空気抽出器、排ガス再結合器及び排ガス減衰管並びに活性炭ホールドアップ装置等で構成し、排ガスはろ過処理後、放射性物質の濃度を監視しながら主排気筒等から放出する設計とする。 【④P3へ】</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 排ガスのろ過処理後の放出に関する基本設計方針についてはP3にて比較を行うため。</p>	

(当社の記載)
<不一致の理由>
建屋に収納する設計については、許可の展開を受けたMOX燃料加工施設特有の基本設計方針であるため。

(双方の記載)
<不一致の理由>
法令に基づく用語が異なるため、「気体廃棄物の廃棄設備」と「気体廃棄物処理設備」で主語が異なる。

(双方の記載)
<不一致の理由>
気体廃棄物処理設備の構成を記載する方針は同じだが、構成設備がMOX燃料加工施設と異なるため。

(発電炉の記載)
<不一致の理由>
排ガスのろ過処理後の放出に関する基本設計方針についてはP3にて比較を行うため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (3 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。気②</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。気③</p>	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。気②</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。気⑦</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度及び排気風量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気③、気⑥</p>	<p>グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する。気④</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、排気中に含まれる放射性物質を高性能エアフィルタにより除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気④</p> <p>燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする。気④</p> <p>核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。気②</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄施設 MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気③</p>	<p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となるようにする。気①-15【⑤P4 へ】</p> <p>②設計方針 a. 放射性物質の放出低減 気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域からの排気を高性能エアフィルタ等で浄化できる設計とする。気④</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、窒素雰囲気中で運転する窒素雰囲気型グローブボックスの負圧が浅くなった場合、自動的にグローブボックスへの窒素ガス供給を停止することで正圧になることを防止する設計とする。気⑦</p> <p>換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、核燃料物質が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい構造とする。気⑦</p>	<p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。【⑥P6 から】</p> <p>気体廃棄物処理設備は、主として主復水器の空気抽出器、排ガス再結合物及び排ガス減衰管並びに活性炭ホールドアップ装置等で構成し、排ガスはろ過処理後、放射性物質の濃度を監視しながら主排気筒等から放出する設計とする。気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な主排気筒等から放出する設計とする。【⑨P6 から】</p>	<p>【許可からの変更点等】 許可の記載にはないが、技術基準を踏まえた基本設計方針として、新規作成した。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 本項目では「気体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理しているため、「気体廃棄物の廃棄設備」と「放射性廃棄物を処理する設備」で主語が異なる。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 技術基準規則の相違による「処理」と「廃棄」の違い。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異なるため、「気体廃棄物の廃棄設備」と「気体廃棄物処理設備」で主語が異なる。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の補足。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 排気中の放射性物質を除去した後、排気筒から放出する方針は同様だが用語が異なるため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 排気中の放射性物質を除去した後、排気筒から放出する方針は同様だが用語が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (4 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄) 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排気施設によつて排出すること。 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域外の空气中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。気⑥ 五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。気④</p>	<p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空气中の濃度限度以下となる設計とする。気①-15, 気⑥</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> P1の気①-1において後述すると整理した、放射性物質の濃度を線量告示に定められた濃度限度以下とする基本設計方針について、許可添五を基に記載するため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 高性能エアフィルタを複数段設ける基本設計方針は当社特有であるため。</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、核燃料物質等を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタを複数段設け、核燃料物質等を除去する設計とする。気④-1, 気⑥</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、放射性物質の濃度に加えて放射性物質レベルを測定することによる差異。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 フィルタの段数については核燃料物質等を除去するための仕様であり、具体的な設計は添付書類にて記載する。</p>	<p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空气中の濃度限度以下となるようにする。気①-15 【⑤P3から】</p> <p>【⑩P17から】 建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、核燃料物質等を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタ【気④-1】(単体捕集効率99.97%以上(0.15μmDOP粒子))【気④】を設け、核燃料物質等を除去する設計とする。気④-1 建屋排気設備及び工程室排気設備には2段の【気④】高性能エアフィルタを設ける。グローブボックス排気設備には、グローブボックス内のMOXの形態及び取扱量に応じて、3段又は4段の【気④】高性能エアフィルタを設ける。気④-1</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (5 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 高性能エアフィルタの捕集効率を維持するための基本設計方針は当社特有であるため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異なるため、「高性能エアフィルタ」と「フィルタ」で主語が異なる。</p>	<p>気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。気④-2</p> <p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。気④-3</p>	<p>【許可からの変更点等】 許可の記載にはないが、技術基準規則の要求を受け、高性能エアフィルタの捕集効率を適切に維持することを目的とした高性能エアフィルタの交換に関する基本設計方針を新規作成した。</p> <p>【許可からの変更点等】 許可添五では、箱型高性能エアフィルタに限定して記載しているが、実際の設計では、それ以外の高性能エアフィルタについても保守性及び交換を考慮した構造としていることから、高性能エアフィルタに共通した設計方針である発電炉の記載を参考にした。</p>	<p>また、排気ダクトとの接続部のうち、箱型高性能エアフィルタとの接続部は、保守性を考慮してビニルバッグ構造又はフランジ構造とし、【気④】容易に交換できる構造とする。気④-2, 3 【⑩P17 から】</p> <p>b. 閉じ込め 気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。気④ また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する。気④ 燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする。気④ 核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。気④</p> <p>c. 外部電源喪失 気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備に接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。気④</p> <p>d. 火災 気体廃棄物の廃棄設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。気④</p> <p>e. 換気・空調 気体廃棄物の廃棄設備は、管</p>	<p>また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替が容易な設計とする。【⑫P6 から】</p> <p>なお、排ガス減衰管は排ガスの通過に通常約 30 分、活性炭ホールドアップ装置は排ガス中のクセノンの通過に約 27 日間、クリプトンの通過に約 40 時間を要する設計とする。</p> <p>液体廃棄物処理設備は、廃液の発生源により、機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で処理する設計とする。【⑬P19 へ】</p> <p>放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において原子炉冷却系統外に排出する場合は、床ドレン及び機器ドレン系のサンブを介して、液体廃棄物処理系へ導く設計とする。</p> <p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固化材と混練して固化するセメント混練固化装置（東海、東海第二発電所共用）、可燃性雑固体廃棄物及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する雑固体廃棄物焼却設備（東海、東海第二発電所共用）、不燃性雑固体廃棄物を熔融・焼却する雑固体減容処理設備（東海、東海第二発電所共用）で処理する設計とする。【⑭P27 へ】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設においては、フィルタに付着した汚染を除去するためには、ろ材を交換する設計としているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 排ガス減衰管及び活性炭ホールドアップ装置については、MOX 燃料加工施設に同様の機器がないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の原子炉冷却材については、MOX 燃料加工施設に同様の機器がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (6 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>理区域の換気・【気④】空調を適切に行える設計とする。 気①-10 f. 共用 貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄設備により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすること、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。気④</p> <p>③主要設備の仕様 気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。気④ 気体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様を⑦に示す。また、気体廃棄物の廃棄設備の能力を添5第59表に、【気④】放射性気体廃棄物の処理系統図を添5第4図に、排気口の位置を添5第5図に示す。気④</p> <p>④系統構成及び主要設備 各排気設備は、高性能エアフィルタ及び排風機等を設ける。粉末状の核燃料物質を取り扱う工程等の排気系への核燃料物質の移行率が高い工程からの排気系については、高性能エアフィルタを2段以上設ける設計とする。【気④】また、排風機には予備機を設ける設計とし、【気④】グローブボックス排風機は、外部電源喪失時に非常用所内電源設備から電力を自動的に供給する設計とする。気④ 気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。また、オープンポー</p>	<p>セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及び固体廃棄物作業建屋は、東海発電所と共用とするが、その処理量は東海第二発電所及び東海発電所における合計の予想発生量を考慮することで安全性を損なわない設計とする。【②P27 へ】</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。【⑥P3, 19 へ】</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の記載は規則要求の展開であり、第10条(閉じ込めの機能)の基本設計方針に核燃料物質等が漏えいしにくい構造とすることを記載しているため。</p> <p>【⑨P3 へ】 気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な主排気筒等から放出する設計とする。</p> <p>また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替が容易な設計とする。【⑫P5 へ】</p>	<p>気①-10 (P10 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (7 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄) 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排気施設によつて排出すること。気⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 気体廃棄物の廃棄設備の各構成設備に関する基本設計方針は当社特有であるため。 (以下「5.1.1.1.6 排気筒」まで同じ)</p> <p>5.1.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。気①-4, 気⑤</p> <p>建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。気①-17</p> <p>5.1.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。気①-5, 気⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>【③P13 から】</p> <p>(a) 建屋排気設備 i. 建屋排気ダクト気①-17 (i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤ (ii) 個数 1 式気⑤ ii. 建屋排気フィルタユニット気①-17 (i) 設置場所 排気フィルタ第2室及び排気フィルタ第3室気⑤ (ii) 個数 1 式気⑤ (iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段気⑤ iii. 建屋排風機気①-17 (i) 設置場所 排風機室気⑤ (ii) 個数 3 台 (うち 1 台予備) 気⑤</p>	<p>トボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。気⑥</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、窒素雰囲気中で運転する窒素雰囲気型グローブボックスの負圧が浅くなった場合、自動的にグローブボックスへの窒素ガス供給を停止することで正圧になることを防止する設計とする。気⑦</p> <p>【⑦P3 へ】</p> <p>a. 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備である。気①-4</p> <p>b. 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備である。気①-5</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (8 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備である工程室排風機入口手動ダンパは、工程室排気設備（主施設）と外部放出抑制設備（従施設）で兼用しており、兼用先を明確にするため記載の適正化。</p> <p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄) 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排気施設によつて排出すること。気⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(2基)(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。気①-18</p> <p>5.1.1.1.3 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。気①-7, 気⑤</p>	<p>(b) 工程室排気設備 i. 工程室排気ダクト気①-18 (i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤ (ii) 個数 1 式気⑤ ii. 工程室排気フィルタユニット 気①-18 (i) 設置場所 排気フィルタ第1室気⑤ (ii) 個数 1 式気⑤ (iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段気⑤ iii. 工程室排風機気①-18 (i) 設置場所 排風機室気⑤ (ii) 個数 2 台 (うち1台予備) 気⑤ iv. 工程室排風機入口手動ダンパ 気①-18 (i) 個数 2 基気①-18 【⑭P14 から】</p>	<p>c. グローブボックス排気設備 <u>グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備である。気①-7</u></p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 流体状の放射性廃棄物の取扱いについては第10条(閉じ込めの機能)において基本設計方針に記載しているため。</p> <p>流体状の放射性廃棄物は、管理区域内で処理することとし、流体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は設置しない。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (9 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p>	<p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(2基)(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。気①-19</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備であるグローブボックス排風機入口手動ダンパは、工程室排気設備(主施設)と外部放出抑制設備(従施設)で兼用しており、兼用先を明確にするため記載の適正化。</p>	<p>(c) グローブボックス排気設備</p> <p>i. グローブボックス排気ダクト 気①-19</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>ii. グローブボックス給気フィルタ 気①-19</p> <p>(i) 設置場所 各グローブボックス給気口 気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>iii. グローブボックス排気フィルタ 気①-19</p> <p>(i) 設置場所 工程室内気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ1段又は2段気⑤</p> <p>iv. グローブボックス排気フィルタユニット 気①-19</p> <p>(i) 設置場所 排気フィルタ第1室気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気⑤</p> <p>v. グローブボックス排風機 気①-19</p> <p>(i) 設置場所 排風機室気⑤</p> <p>(ii) 個数 2台(うち1台予備) 気⑤</p> <p>vi. グローブボックス排風機入口手動ダンパ 気①-19</p> <p>(i) 個数 2基気①-19 【⑮P15 から】</p>		<p>原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物(放射エネルギーが科 庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値を超えるもの(除染等により線量低減ができるものは除く))を管理区域外において運搬するための固体廃棄物移送容器は、容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがない設計とする。また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏れいし難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。 【⑳P27へ】</p> <p>固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から1mの距離における線量当量率が「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定められた線量当量率を超えない設計とする。 【㉑P27へ】</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (10 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>5.1.1.1.4 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とし、燃料加工建屋に設置する設計とする。気①-9, 10, 11</p> <p>5.1.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。気①-12</p> <p>窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。気①-20</p>	<p>【⑩P16 から】</p> <p>(d) 給気設備 i. 設置場所 燃料加工建屋気①-9 ii. 個数 1 式気①-9</p> <p>【⑪P16 から】</p> <p>(e) 窒素循環設備 i. 窒素循環ダクト気①-20 (i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤ (ii) 個数 1 式気⑤ ii. 窒素循環ファン気①-20 (i) 設置場所 冷却機械室気⑤ (ii) 個数 2 台 (うち 1 台予備) 気⑤ iii. 窒素循環冷却機気①-20 (i) 設置場所 冷却機械室気⑤ (ii) 個数 2 台 (うち 1 台予備) 気⑤</p>	<p>d. 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設備である。【気①-11】また、送風機には、予備機を設ける設計とする。気④</p> <p>e. 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設備である。気①-12 窒素循環ファン及び窒素循環冷却機には、予備機を設ける設計とする。気④</p>		<p>気①-10 (P6 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (11 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄) 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排気施設によつて排出すること。気⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の補足。</p>	<p>5.1.1.1.6 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上1階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さを約20m(標高約75m)とする設計とする。気①-13, 14, 16, 気⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>(f) 排気筒 i. 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外気①-13 ii. 個数 1基気①-13 【⑩P16から】</p> <p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (3) 排気口の位置 排気口は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さは約20m(標高約75m)である。【気①-16】排気口の位置を第2図に示す。気③</p>	<p>f. 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設備である。気①-14</p> <p>⑤試験・検査 気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設の排風機及び高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。気④</p> <p>⑥評価 a. 放射性物質の放出低減 気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域からの排気を高性能エアフィルタ等でろ過することにより、排気の浄化ができる。気④ b. 閉じ込め 気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計としているので汚染の拡大を防止できる。気④ また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持する設計としているので汚染の拡大を防止できる。気④ 安全上重要な施設の系統は、溶接構造、逆止ダンパ等を適切に使用する設計としているので気体状の放射性物質が漏えい及び逆流を防止できる。気④ c. 外部電源喪失 気体廃棄物の廃棄設備の安全上</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の記載は規則要求の展開であり、当社では第10条(閉じ込めの機能)及び第21条(核燃料物質等による汚染の防止)の基本設計方針に同様の趣旨を記載しているため。</p> <p>1.3 汚染拡大防止 1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止 放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度が37 Bq/cm³を超える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰については、次のとおりとする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社では第21条(核燃料物質等による汚染の防止)の基本設計方針にて建屋の床及び壁の表面を除染が容易で腐食し難い材料(樹脂系塗料等)で仕上げる設計とすることとしており、発電炉の記載と同様の趣旨を記載しているため。</p> <p>(1) 漏えいし難い構造 全ての床面、適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は、耐水性を有する設計とし、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする。また、その貫通部は堰の機能を失わない構造とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (12 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備に接続する設計としているので、外部電源喪失時に閉じ込め機能を確保できる。気◇</p> <p>d. 火災 気体廃棄物の廃棄設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に延焼防止ダンパを設ける設計としているので、火災の拡大を防止できる。気◇</p> <p>e. 換気・空調 気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域の換気・空調を行える設計としているので、管理区域の負圧及び温湿度を所定の条件に維持できる。気◇、気◇</p> <p>f. 共用 貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。気◇</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の放射性廃棄物処理施設に係る堰については、第10条(閉じ込めの機能)の基本設計方針にて同様の趣旨を記載しているため。</p> <p>(2) 漏えいの拡大防止 床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管について、長さが当該設備に接続される配管の内径の1/2、幅がその配管の肉厚の1/2の大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の放射性廃棄物処理施設に係る堰については、第10条(閉じ込めの機能)の基本設計方針にて同様の趣旨を記載しているため。 また、堰の能力については第10条の添付書類にて説明するため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (13 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>②主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 設計基準対象の施設</p> <p>(a) 建屋排気設備 【⑩P7 へ】</p> <p>i. 建屋排気ダクト気①-17</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤</p> <p>(ii) 個数 1 式気⑤</p> <p>ii. 建屋排気フィルタユニット気①-17</p> <p>(i) 設置場所 排気フィルタ第 2 室及び排気フィルタ第 3 室気⑤</p> <p>(ii) 個数 1 式気⑤</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段気⑤</p> <p>iii. 建屋排風機気①-17</p> <p>(i) 設置場所 排風機室気⑤</p> <p>(ii) 個数 3 台 (うち 1 台予備) 気⑤</p>	<p>⑦ 気体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>a. 建屋排気設備 (設備能力 約 19 万 m³/h)</p> <p>(a) 建屋排気ダクト気◇</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋気◇</p> <p>ii. 個数 1 式気◇</p> <p>(b) 建屋排気フィルタユニット気◇</p> <p>i. 設置場所 排気フィルタ第 2 室及び排気フィルタ第 3 室気◇</p> <p>ii. 個数 1 式気◇</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段気◇</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子) 気◇</p> <p>(c) 建屋排風機気◇</p> <p>i. 設置場所 排風機室気◇</p> <p>ii. 個数 3 台 (うち 1 台予備) 気◇</p>	<div data-bbox="2080 296 2510 533" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の放射性廃棄物処理施設に係る堰については、第 10 条 (閉じ込めの機能) の基本設計方針にて同様の趣旨を記載しているため。 また、堰の能力については第 10 条の添付書類にて説明するため。</p> </div> <p>この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施設内の貯蔵設備に 1 ヶ所想定し、漏えい時間は漏えいを適切に止めることができるまでの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネルは、その機能が確実なものとなるように設計する。</p> <p>(「(4) 放射性廃棄物貯蔵施設に係る堰の施設」の項は省略)</p> <p>(「1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止」の項は省略)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (14 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(b) 工程室排気設備 【④P8 へ】</p> <p>i. 工程室排気ダクト気①-18</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>ii. 工程室排気フィルタユニット気①-18</p> <p>(i) 設置場所 排気フィルタ第1室気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気⑤</p> <p>iii. 工程室排風機気①-18</p> <p>(i) 設置場所 排風機室気⑤</p> <p>(ii) 個数 2台(うち1台予備)気⑤</p> <p>iv. 工程室排風機入口手動ダンパ気①-18</p> <p>(i) 個数 2基気①-6</p>	<p>b. 工程室排気設備 (設備能力 約8万 m³/h)</p> <p>(a) 工程室排気ダクト気◇</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋気◇</p> <p>ii. 個数 1式気◇</p> <p>(b) 工程室排気フィルタユニット気◇</p> <p>i. 設置場所 排気フィルタ第1室気◇</p> <p>ii. 個数 1式気◇</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気◇</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上 (0.15μmDOP粒子) 気◇</p> <p>(c) 工程室排風機気◇</p> <p>i. 設置場所 排風機室気◇</p> <p>ii. 個数 2台(うち1台予備) 気◇</p> <p>(d) 工程室排風機入口手動ダンパ気◇</p> <p>i. 個数 2基気◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (15 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(c) グローブボックス排気設備</p> <p>i. グローブボックス排気ダクト気①-19</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>ii. グローブボックス給気フィルタ気①-19</p> <p>(i) 設置場所 各グローブボックス給気口気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>iii. グローブボックス排気フィルタ気①-19</p> <p>(i) 設置場所 工程室内気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ1段又は2段気⑤</p> <p>iv. グローブボックス排気フィルタユニット気①-19</p> <p>(i) 設置場所 排気フィルタ第1室気⑤</p> <p>(ii) 個数 1式気⑤</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気⑤</p> <p>v. グローブボックス排風機気①-19</p> <p>(i) 設置場所 排風機室気⑤</p> <p>(ii) 個数 2台(うち1台予備)気⑤</p> <p>vi. グローブボックス排風機入口手動ダンパ</p> <p>(i) 個数 2基気①-8 【⑩P9〜】</p>	<p>c. グローブボックス排気設備(設備能力約5万m³/h)</p> <p>(a) グローブボックス排気ダクト気◇</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋気◇</p> <p>ii. 個数 1式気◇</p> <p>(b) グローブボックス給気フィルタ気◇</p> <p>i. 設置場所 各グローブボックス給気口気◇</p> <p>ii. 個数 1式気◇</p> <p>(c) グローブボックス排気フィルタ気◇</p> <p>i. 設置場所 工程室内気◇</p> <p>ii. 個数 1式気◇</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ1段又は2段気◇</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上(0.15μmDOP粒子)気◇</p> <p>(d) グローブボックス排気フィルタユニット気◇</p> <p>i. 設置場所 排気フィルタ第1室気◇</p> <p>ii. 個数 1式気◇</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気◇</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上(0.15μmDOP粒子)気◇</p> <p>(e) グローブボックス排風機気◇</p> <p>i. 設置場所 排風機室気◇</p> <p>ii. 個数 2台(うち1台予備)気◇</p> <p>(f) グローブボックス排風機入口手動ダンパ気◇</p> <p>i. 個数 2基気◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (16 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(d) 給気設備 i. 設置場所 燃料加工建屋気①-9 ii. 個数 1式気①-9 【⑩P10～】</p>	<p>d. 給気設備 (a) 設置場所 燃料加工建屋気◇ (b) 個数 1式気◇</p>		
		<p>(e) 窒素循環設備 【⑩P10～】 i. 窒素循環ダクト気①-20 (i) 設置場所 燃料加工建屋気⑤ (ii) 個数 1式気⑤ ii. 窒素循環ファン気①-20 (i) 設置場所 冷却機械室気⑤ (ii) 個数 2台(うち1台予備)気⑤ iii. 窒素循環冷却機気①-20 (i) 設置場所 冷却機械室気⑤ (ii) 個数 2台(うち1台予備)気⑤</p>	<p>e. 窒素循環設備(設備能力 約3万m³/h) (a) 窒素循環ダクト気◇ i. 設置場所 燃料加工建屋気◇ ii. 個数 1式気◇ (b) 窒素循環ファン気◇ i. 設置場所 冷却機械室気◇ ii. 個数 2台(うち1台予備)気◇ (c) 窒素循環冷却機気◇ i. 設置場所 冷却機械室気◇ ii. 個数 2台(うち1台予備)気◇</p>		
		<p>(f) 排気筒 i. 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外気①-13 ii. 個数 1基気①-13 【⑰P11～】</p>	<p>f. 排気筒 (a) 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外気◇ (b) 個数 1基気◇</p>		
		<p>(2) 廃棄物の処理能力 ①排気能力 建屋排風機, 工程室排風機, グローブボックス排風機の排気量の合計 約320000m³/h 気⑤ ②高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上(0.15μmDOP粒子) 気⑤</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (17 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑨換気設備</p> <p>a. 構造</p> <p>換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、核燃料物質が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい構造とする。気⑦ 【⑧P3 へ】</p> <p>また、排気ダクトとの接続部のうち、箱型高性能エアフィルタとの接続部は、保守性を考慮して【気④-2】ビニルバッグ構造又はフランジ構造とし【気④◇】、容易に交換できる構造とする。気④-2 【⑩P5 へ】</p> <p>d. 高性能エアフィルタ</p> <p>核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすることで、周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくする設計とする。気④◇</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、核燃料物質等を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタ【気④-1】(単体捕集効率99.97%以上(0.15μmDOP 粒子))【気④◇】を設け、核燃料物質等を除去する設計とする。気④-1</p> <p>建屋排気設備及び工程室排気設備には2段の【気④◇】高性能エアフィルタを設ける。グローブボックス排気設備には、グローブボックス内のMOXの形態及び取扱量に応じて、3段又は4段の【気④◇】高性能エアフィルタを設ける。気④-1 【⑩P4 へ】</p> <p>また、グローブボックスの給気口には、高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の核燃料物質等が室内に漏えいしにくい構造とする。気④◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (18 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 本項目では「液体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理していることから、許可において「廃棄施設」と記載している箇所を「液体廃棄物の廃棄設備」として、記載内容を展開する。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。液①</p>	<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 本項目では「液体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理しているため、「液体廃棄物の廃棄設備」と「放射性廃棄物を処理する設備」で主語が異なる。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、<u>周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</u>液①-1</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 周辺監視区域の境界における空气中の放射性物質の濃度を低減する基本方針は同じだが、MOX燃料加工施設では「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下にする処理能力を有することについて、後述の基本設計方針で記載している。</p>	<p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設</p> <p>⑨廃棄施設 a. 廃棄施設は、通常時において、<u>周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</u>液①-1</p>	<p>【許可からの変更点】 当該文章は、廃棄施設全般として、気体廃棄物、液体廃棄物を合わせた状態で説明している記載であるため、液体廃棄物の内容を基本設計方針に展開する。気体廃棄物の内容は、気体廃棄物を記載する項目で記載する。</p>	<p>放射性廃棄物を処理する設備は、<u>周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。</u></p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、<u>「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。</u></p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 空气中の放射性物質の濃度に関する基本設計方針は「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」で記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (19 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設の設備・系統が、 発電炉と異なるため。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 「放射性物質の濃度等」について 対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設の設備・系統が、 発電炉と異なるため。</p> <p>【許可からの変更点等】 許可の記載にはないが、技 規則基準を踏まえた基本設 計方針として、新規作成し た。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物 を廃棄する設備と区別して設 置すること。ただし、放射性 廃棄物以外の流体状の廃棄物 を流体状の放射性廃棄物を廃 棄する設備に導く場合におい て、流体状の放射性廃棄物が 放射性廃棄物以外の流体状の 廃棄物を取り扱う設備に逆流 するおそれがないときは、こ の限りでない。液②</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レ ベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油 保管エリア及び海洋放出管理系で構 成する。【液①-3】また、グローブ ボックス負圧・温度監視設備を設置 する設計とする。液①-4</p> <p>低レベル廃液処理設備、廃油保管 室の廃油保管エリアは、燃料加工建 屋に収納する設計とする。液①-5</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の補足。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃 料加工施設で発生する放射性液体廃 棄物を、廃液の性状、廃液の発生量 及び放射性物質の濃度に応じて、廃 液中に含まれて放出される放射性物 質を合理的に達成できる限り少なく するため、必要に応じて、希釈、ろ 過又は吸着の処理を行い、廃液中の 放射性物質の濃度が線量告示に定め られた周辺監視区域外の水中の濃度 限度以下であることを排出の都度確 認し、排水口から排出する設計とす る。液①-2</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性 廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備 と区別し、液体廃棄物を内包する容 器又は管に放射性物質を含まない液 体を導く管を接続する場合には、液 体廃棄物が放射性物質を含まない液 体を導く管へ逆流することを防止す る設計とする。液②</p>	<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 ① 概要 a. 液体廃棄物の廃棄設備の種類 液体廃棄物の廃棄設備は、低レ ベル廃液処理設備、廃油保管室の 廃油保管エリア及び海洋放出管理 系で構成する。液①-3</p> <p>低レベル廃液処理設備及び廃油 保管室の廃油保管エリアは燃料加 工建屋に収納する。液①-5 燃料加工建屋の主要構造は 「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種 類」に示す。液①</p> <p>【②P2 から】 (b) 液体廃棄物の廃棄施設 MOX燃料加工施設で発生する 放射性液体廃棄物は、廃液の性 状、放射性物質の濃度等に応じ て、廃液中に含まれて放出される 放射性物質を合理的に達成できる 限り少なくするため、必要に応じ て、希釈、ろ過又は吸着の処理を 行い、廃液中の放射性物質の濃度 が線量告示に定められた周辺監視 区域外の水中の濃度限度以下であ ることを排出の都度確認し、排水 口から排出する設計とする。 液①-2</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 技術基準規則の相違による「処理」と「廃棄」の違い。</p>	<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 概要 MOX燃料加工施設で発生する 放射性液体廃棄物のうち油類廃棄 物を除くものは、分析設備から発 生する廃液、放出管理分析設備か ら発生する廃液、管理区域内で発 生する空調機器ドレン水等及び油 類廃棄物である。液① 分析設備から発生する廃液は、 分析設備の分析済液処理装置で分 析済みの液中からプルトニウム及 びウランを回収した後の放射性物 質の濃度が十分低い廃液と、通常 放射性物質が含まれていない試薬 調整器具の洗浄水等の廃液であ る。液① 放出管理分析設備から発生する 廃液は、試料の前処理で使用した 器具の洗浄水等の廃液である。 液① 管理区域内で発生する空調機器 ドレン水等は、通常放射性物質が 含まれない廃液である。液① 油類廃棄物は、管理区域内にお いて、機器の点検並びに交換及び 装置の稼動に伴って発生する機械 油又は分析作業に伴い発生する有 機溶媒(以下「油類」という。)を 廃棄物としたものである。液① c. 液体廃棄物を内包する容器 又は管に放射性物質を含まない液 体を導く管を接続する場合には、 逆止弁、電磁弁又は調節弁を設置 することにより、【液①】液体廃 棄物が放射性物質を含まない液体 を導く管へ逆流することを防止す る設計とする。液② 【⑧P26 から】</p> <p>MOX燃料加工施設で発生する 放射性液体廃棄物のうち油類廃棄 物を除くものは、分析設備の分析 済液処理装置から発生する廃液、 試薬調整器具の洗浄水等及び放出 管理分析設備から発生する廃液並 びに管理区域内で発生する空調機 器ドレン水等を区分して、それぞ れ低レベル廃液処理設備の検査槽 に受け入れ、廃液中に含まれて放 出される放射性物質を合理的に達</p>	<p>液体廃棄物処理設備は、廃液の発生源に より、機器ドレン処理系、床ドレン処理 系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及 び排ガス洗浄廃液処理系で処理する設計 とする。 【⑬P5 から】</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、周辺 監視区域の外の空気中及び周辺監視区域 の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料 物質の製錬の事業に関する規則等の規定 に基づく線量限度等を定める告示」に定 められた濃度限度以下となるように、発 電用原子炉施設において発生する放射性 廃棄物を処理する能力を有する設計とす る。 さらに、発電所周辺の一般公衆の線量を 合理的に達成できる限り低く保つ設計と し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線 量目標値に関する指針」を満足する設計 とする。 【⑬P1 から】</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性 廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区 別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄 物を流体状の放射性廃棄物を処理する設 備に導かない設計とする。 【⑬P6 から】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の設備・系統 が、MOX燃料加工施設と 異なるため。</p> <p>液①-4 (P21 から)</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 放射性廃棄物の廃棄施設 において、放射性廃棄物 以外の廃棄物を処理する 設備と区別する基本方針 は同様だが、MOX燃料加 工施設の液体廃棄物の廃 棄設備は、放射性廃棄物 以外の廃棄物を処理する 設備との接続箇所が存在 し、発電炉と設備が異な っているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (20 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液貯槽に送液する。【液④】廃液貯槽では廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。液④</p> <p>なお、廃液貯槽等では、必要に応じて希釈処理を行う。液④</p> <p>また、廃液貯槽の廃液は必要に応じて、ろ過処理又は吸着処理を行う。液④</p> <p>排水口から排出した排水は、再処理施設の海洋放出管理系の第1放出前貯槽に送液し、海洋放出管を經由して沖合約3km、水深約44mの海洋へ放出する。液④</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>① 放射性物質の放出低減</p> <p>a. 低レベル廃液処理設備は、排水口から放出する排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、希釈、ろ過又は吸着の適切な処理を行う設計とする。液④</p> <p>b. 低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。液④</p> <p>② 閉じ込め</p> <p>低レベル廃液処理設備は、腐食しにくい材料を使用し、かつ、漏えいしにくい構造とするとともに、万一液体廃棄物が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。液④</p> <p>③ 共用 【⑳P23へ】</p> <p>海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを經由して海洋へ放出する設計とし、排水が通過する再処理施設の経路は、再処理施設と共用する。液④</p> <p>MOX燃料加工施設は、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、【液⑧-2】共</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (21 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置、吸着処理オープンポートボッ</p>	<p>(a) 低レベル廃液処理設備 i. 検査槽液①-7 ii. ろ過処理オープンポートボックス液①-7 【③P24, 25 から】</p>	<p>用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 液① (3) 主要設備の仕様 液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。【液①】また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。液①-4 液体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様を(6)に示す。液① 排水口の位置を添5第5図に、放射性液体廃棄物の処理系統図を添5第6図に示す。液① (4) 系統構成及び主要設備 低レベル廃液処理設備は、核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を検査槽に受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液貯槽に送液する。液① 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等は、床ドレン回収槽を経由して、検査槽に受け入れる。液① 廃液貯槽で受け入れた廃液は、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。液① 排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から放出する設計とする。液① 廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。液① ① 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。液①-7</p>		<p>液①-4 (P19 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (22 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「ドレン水等」の指す内容は、手洗い・シャワー水、床ドレン・消火水、純水製造機器ドレン、金相試験機器ドレン等の管理区域内で発生する廃液の総称であり、添付の説明書で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 「ろ過等」について対象を明確にした。</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。液③</p> <p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄 第七条の八 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排水施設によって排出すること。液③</p> <p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄 第七条の八 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。液④</p> <p>事業許可基準規則</p>	<p>クス及び廃液貯槽で構成する。液①-7</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。液①-6、液③、液④</p> <p>また、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。液③</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では管理区域内で発生する液体状の放射性廃棄物を明確にして記載した。</p> <p>5.1.2.2 グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また、グローブボックスの負圧を検知し、グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。液⑥</p>	<p>iii. ろ過処理装置液①-7 iv. 吸着処理オープンポートボックス液①-7 v. 吸着処理装置液①-7 vi. 廃液貯槽 【②P24, 25 から】</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じてろ過等の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。液①-6</p> <p>【許可からの変更点等】 管理区域内で発生する液体状の放射性物質を管理せずに排水しないよう、設計として明確にするために記載した。</p> <p>(c) グローブボックス負圧・温度監視設備液⑥ i. 個数 1式液⑥ 【②P25 から】</p>	<p>検査槽は、核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液及び放出管理分析設備から発生する廃液と管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して受け入れる設計とする。受け入れる廃液等は、検査槽を適切に使い分ける。液④</p> <p>ろ過処理装置は、ろ過剤及びフィルタを用いたろ過処理を行う設計とする。液④</p> <p>吸着処理装置は、吸着剤及びフィルタを用いた吸着処理を行う設計とする。液④</p> <p>廃液貯槽は、検査槽で受け入れた廃液又は検査槽から必要に応じてろ過処理若しくは吸着処理が行われた廃液を受け入れる設計とする。液④</p> <p>廃液貯槽で受け入れた廃液は、廃液中の放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。液④</p> <p>廃液貯槽等では必要に応じて希釈処理を行う。また、廃液貯槽の廃液は必要に応じて、ろ過処理又は吸着処理を行う。液④</p> <p>② グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また、グローブボックスの負圧を検知し、グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。液⑥</p>	<p>1.4 排水路 液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋の床面下には、発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計とする。</p> <p>また、液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋内部には発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 工場等外に排水を排出する排水路上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないようにすることの要求は、第10条(閉じ込めの機能)の基本設計方針にて整理するため、記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (23 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。液⑦</p> <p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄 第七条の八 九 第六号の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。液⑤</p> <p>ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。液⑤</p> <p>ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。液⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 共用するものが、海洋放出管理系の一部であることがわかるように記載を拡充。</p>	<p>5.1.2.3 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒（以下「油類」という。）を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。液⑦-1 廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。液⑦-2 なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 <u>(1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。液⑤</u> <u>(2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。液⑤</u> <u>(3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。液⑤</u></p> <p>5.1.2.4 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽（再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。液①-8 海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。 海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。液⑧-1,2</p>	<p>廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒（以下「油類」という。）を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。液⑦-1 【⑱P24 から】</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 加工規則の要求に基づき、油類廃棄物を保管廃棄する際は留意すべき事項が考慮された容器を使用することを、運用として明確にした。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語及び廃棄物の経路について明記。</p> <p>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを經由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。液①-8</p> <p>MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。液⑧-1</p>	<p>③ 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する。液⑦-2</p> <p>④ 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、排水口から排出した排水を、第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを經由して海洋放出管の海洋放出口から放出する。液④</p> <p>③ 共用 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを經由して海洋へ放出する設計とし、排水が通過する再処理施設の経路は、再処理施設と共用する。液④ MOX燃料加工施設は、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、【液⑧-2】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。液④ 【⑳P20 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (24 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒（以下「油類」という。）を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。液⑦-1 【⑩P23 へ】</p>	<p>(5) 評価</p> <p>① 放射性物質の放出低減 低レベル廃液処理設備は、ろ過等の適切な処理を行うことにより、排水口より放出する排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くすることができる。液④ また、低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出することができる。液④</p> <p>② 閉じ込め 低レベル廃液処理設備の主要機器は、ステンレス鋼等の腐食しにくい材料を用い、かつ、接液部は溶接構造等で漏えいしにくい設計としているため、閉じ込め機能を確保できる。液④ 低レベル廃液処理設備の主要機器を収納する室には、堰等を設ける設計としているため、万一の液体状の放射性物質の漏えいを想定しても、その拡大を防止できる。液④</p> <p>③ 共用 MOX燃料加工施設は、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。液④</p>		
		<p>b. 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(a) 低レベル廃液処理設備</p> <p>i. 検査槽液①-7</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液②</p> <p>(ii) 個数 4基液②</p> <p>ii. ろ過処理オープンポートボックス液①-7</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液②</p> <p>(ii) 個数 1基液② 【⑫P21, 22 へ】</p> <p>iii. ろ過処理装置液①-7</p>	<p>(6) 液体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>① 低レベル廃液処理設備</p> <p>a. 検査槽液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液④</p> <p>(b) 個数 約10m³×2基液④ 約2m³×2基液④</p> <p>b. ろ過処理オープンポートボックス液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液④</p> <p>(b) 個数 1基液④</p> <p>c. ろ過処理装置液④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (25 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考				
		<p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室及び液体廃棄物処理第3室液②</p> <p>(ii) 個数 1台液②</p> <p>iv. 吸着処理オープンポートボックス液①-7</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液②</p> <p>(ii) 個数 1基液②</p> <p>v. 吸着処理装置液①-7</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第1室及び液体廃棄物処理第2室液②</p> <p>(ii) 個数 1台液②</p> <p>vi. 廃液貯槽液①-7</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液②</p> <p>(ii) 個数 3基液② 【⑳P21, 22へ】</p> <p>(b) 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>i. 設置場所 廃油保管室液②</p>	<p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第2室及び液体廃棄物処理第3室液④</p> <p>(b) 個数 1台液④</p> <p>(c) 処理能力 約5m³/d液④</p> <p>d. 吸着処理オープンポートボックス液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液④</p> <p>(b) 個数 1基液④</p> <p>e. 吸着処理装置液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第1室及び液体廃棄物処理第2室液④</p> <p>(b) 個数 1台液④</p> <p>(c) 処理能力 約0.5m³/d液④</p> <p>f. 廃液貯槽液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液④</p> <p>(b) 個数 約22m³×3基液④</p> <p>② 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>a. 設置場所 廃油保管室液④</p> <p>b. 保管能力 約100本(200Lドラム缶換算)液④</p> <p>c. 油類廃棄物の推定発生量 約5本/年(200Lドラム缶換算)液④</p> <p>③ グローブボックス負圧・温度監視設備液④</p> <p>a. 個数 1式液④</p>						
		<p>(c) グローブボックス負圧・温度監視設備液⑥</p> <p>i. 個数 1式液⑥ 【㉑P22へ】</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の配置図を第5図に示す。また、液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図を第11図に示す。液③</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力</p> <p>① 低レベル廃液処理設備の処理能力を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1053 1770 1513 1974"> <thead> <tr> <th data-bbox="1053 1770 1285 1839">主要な設備・機器</th> <th data-bbox="1285 1770 1513 1839">処理能力又は貯槽容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1053 1839 1285 1974">低レベル廃液処理設備 検査槽 ろ過処理装</td> <td data-bbox="1285 1839 1513 1974">約10m³×2基, 約2m³×2基 約5m³/d</td> </tr> </tbody> </table>	主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量	低レベル廃液処理設備 検査槽 ろ過処理装	約10m ³ ×2基, 約2m ³ ×2基 約5m ³ /d	<p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(3) 閉じ込めの機能</p> <p>⑥ 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収</p>		
主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量								
低レベル廃液処理設備 検査槽 ろ過処理装	約10m ³ ×2基, 約2m ³ ×2基 約5m ³ /d								

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (26 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>置 吸着処理装 置 廃液貯槽</p> <p>約0.5m³/d 約22m³×3基</p> <p>液②</p> <p>② 廃油保管室の廃油保管エリアは、油類廃棄物を200Lドラム缶換算で約100本保管廃棄する能力を確保する。液②</p> <p>(3) 排水口の位置 排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に位置する。排水口の位置を第2図に示す。液③</p> <p>なお、排水口からの排水は、再処理施設の海洋放出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する。液④</p>	<p>した後の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う。液⑤</p> <p>a. 低レベル廃液処理設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とする。液⑤</p> <p>また、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。液⑤</p> <p>b. 液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。液⑤</p> <p>また、内包する液体廃棄物による腐食を考慮し、主要な構造材をステンレス鋼とする。液⑤</p> <p>c. 液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、逆止弁、電磁弁又は調節弁を設置することにより、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。液② 【18P19へ】</p> <p>d. 低レベル廃液処理設備のオープンポートボックスを、装置の保守又は修理の際に汚染管理のために設ける設計とする。液⑤</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (27 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>事業許可基準規則 (廃棄施設)</p> <p>第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するもの限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するもの限り）を設けなければならない。固③</p> <p>【「等」の解説】 「プルトニウム質量等」の指す内容は、ウラン質量、α放射能、β放射能、γ放射能であり、保安規定で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点等】 放射性固体廃棄物の保管廃棄の管理について、プルトニウム質量を測定することを、運用として明確にした。</p>	<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固③</p> <p>【許可からの変更点等】 本項目では「固体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理していることから、許可において「保管廃棄施設」と記載している箇所を「固体廃棄物の廃棄設備」として、記載内容を展開する。</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。固①</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。固②</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型処理した油類を含む。）は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。固④</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。固⑤</p>	<p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造</p> <p>b. 保管廃棄施設は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固③ 【③P2 から】</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書から基本設計方針として展開すべき設計方針として記載。</p> <p>① 固体廃棄物の廃棄設備の種類</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。固①</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する。固②</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。固④</p> <p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。固②</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>このため、再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。固⑧-2</p>	<p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 概要</p> <p>保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固④ 【④P1 から】</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。固④</p> <p>廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体（固型処理した油類を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄する。固④</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>① 貯蔵等に関する考慮</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、適切な貯蔵容量を有する設計とする。固④</p> <p>② 共用</p> <p>再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。固⑧-1</p> <p>MOX燃料加工施設から発生する雑固体は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。固④</p> <p>また、第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することから、【固⑧-3】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。固⑧-4</p>	<p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固化材と混練して固化するセメント混練固化装置（東海、東海第二発電所共用）、可燃性雑固体廃棄物及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する雑固体廃棄物焼却設備（東海、東海第二発電所共用）、不燃性雑固体廃棄物を溶融・焼却する雑固体減容処理設備（東海、東海第二発電所共用）で処理する設計とする。【②P5 から】</p> <p>セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及び固体廃棄物作業建屋は、東海発電所と共用とするが、その処理量は東海第二発電所及び東海発電所における合計の予想発生量を考慮することで安全性を損なわない設計とする。【④P6 から】</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性的の固体状の放射性廃棄物（放射能量が科 庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値を超えるもの（除染等により線量低減ができるものは除く））を管理区域外において運搬するための固体廃棄物移送容器は、容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがない設計とする。また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。【⑤P9 から】</p> <p>固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から1mの距離における線量当量率が「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定められた線量当量率を超えない設計とする。【⑥P9 から】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 固体廃棄物処理設備は、発電炉特有の設備でありMOX燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 固体廃棄物処理設備は、発電炉特有の設備でありMOX燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 高放射性的の固体状の放射性廃棄物を取り扱う容器は、発電炉特有の設備でありMOX燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 固体廃棄物移送容器は、発電炉特有の設備でありMOX燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>固⑧-1 (P28へ)</p> <p>固⑤ (P28から) 固⑧-2, 3, 4 (P28へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (28 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄) 第七条の八 十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。固⑥</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化处理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。固⑥-1, 2</p> <p>5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化处理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。固⑥-1, 3 再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。固⑧-1 第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、【固⑧-2, 3】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。固⑧-4</p>	<p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化处理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する。固⑥-1</p> <p>a. 廃棄物保管設備 (a) 廃棄物保管エリア固⑥-2 【28 (P29 から)】</p> <p>【29 (P29 から)】 b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (a) 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用)固⑥-3</p>	<p>(3) 主要設備の仕様 MOX燃料加工施設で発生する放射性固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性の雑固体廃棄物であり、分別等を行った後、【固④】ドラム缶等に封入する。 固④ ドラム缶等は、廃棄物保管室(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)で保管廃棄するか、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で保管廃棄する。固④ 放射性固体廃棄物の推定発生量は、200Lドラム缶換算で約1000本/年である。固④ 廃棄物保管室(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)の保管廃棄能力は、200Lドラム缶換算で約2500本(約2m³角型容器換算で約250基)であり、共用する再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の保管廃棄能力は、200Lドラム缶換算で約55200本である。固④ 放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、適切に管理する。固⑤</p> <p>(4) 評価 ① 貯蔵等に関する考慮 固体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することから、発生した固体廃棄物及び雑固体を保管廃棄することができる。 固④ ② 共用 MOX燃料加工施設から発生する雑固体は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。 固④ また、第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発</p>	<p>固⑧-1 (P27 から)</p> <p>固⑧-2, 3, 4 (P27 から)</p> <p>固⑤ (P27 ~)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (29 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 廃棄物保管設備【28 (P28 へ)】</p> <p>(a) 廃棄物保管エリア固⑥-2</p> <p>i. 設置場所 廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室固④</p> <p>【29 (P28 へ)】</p> <p>b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>(a) 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用) 固⑥-3</p> <p>i. 設置場所 再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋固④</p> <p>廃棄物保管設備の位置を第5図に、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の位置を第2図に示す。固③</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 該当なし</p> <p>(3) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 固体廃棄物の廃棄設備の最大保管廃棄能力を以下に示す。</p> <p>① 廃棄物保管設備 200 L ドラム缶換算で約2500本</p> <p>② 第2低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>③ 200 L ドラム缶換算で約 55200 本 固④</p>	<p>生ずる雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。固④</p> <p>(5) 固体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>① 廃棄物保管設備</p> <p>a. 廃棄物保管エリア固④</p> <p>(a) 設置場所 廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室固④</p> <p>(b) 最大保管廃棄能力 200 L ドラム缶換算で約2500本固④</p> <p>② 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>a. 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用) 固④</p> <p>(a) 設置場所 再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋固④</p> <p>(b) 最大保管廃棄能力 200 L ドラム缶換算で約55200本固④</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十条 (廃棄施設)					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
気①	周辺監視区域の濃度限度, 線量目標値に係る放射性廃棄物の処理能力	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 1 号 (10 条 1 項 1 号) (23 条 1 項 1 号)	—	d, e
気②	放射性廃棄物以外の廃棄物処理設備との区別	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 2 号 (10 条 1 項 1 号) (23 条 1 項 2 号)	—	d, e
気③	経路外放出の防止	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 3 号	—	d, e
気④	ろ過装置の機能維持, 汚染の除去又は取替え	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 4 号 (23 条 1 項 3 号)	—	d, e
気⑤	排気施設による気体状の放射性廃棄物の排出	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
気⑥	排気中における放射性物質の濃度の低減及び濃度の低減	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
気⑦	気体廃棄物の逆流防止に関する事項 (第 23 条関連)	気体廃棄物の逆流防止に関する設計方針として記載する。	— (23 条 1 項 2 号)	—	—
液①	周辺監視区域の濃度限度, 線量目標値に係る放射性廃棄物の処理能力	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 1 号	—	d, e
液②	放射性廃棄物以外の廃棄物処理設備との区別	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 2 号 (10 条 1 項 1 号)	—	d, e
液③	排水施設からの排水	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	1 項 5 号	—	d, e
液④	排水中における放射性物質の濃度の低減及び濃度の低減	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
液⑤	保管廃棄の場所および保管廃棄する封入容器の設計	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d
液⑥	グローブボックス負圧・温度監視設備の概要	許可事項の展開として記載する。	—	—	d
液⑦	廃油保管エリアの概要および容量に関する事項	事業許可基準規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	a, d
液⑧	他条文からの要求による記載 (安全機能を有する施設)	第 14 条「安全機能を有する施設」の共用に係る要求を受けている内容	— (14 条 4 項)	—	d
固①	固体廃棄物の廃棄設備の構成	固体廃棄物の廃棄設備の構成を基本設計方針に記載する。	—	—	d
固②	廃棄物保管設備の配置	廃棄物保管設備は燃料加工建屋内に配置する旨を記載する。	—	—	d

設工認申請書 各条文の設計の考え方

固③	保管廃棄容量に関する事項	事業許可基準規則の要求事項を受けた内容である旨を記載する。	—	—	d
固④	廃棄物特性に関する事項	再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性である旨を記載する。	—	—	d
固⑤	保管廃棄の管理に関する事項	保管廃棄するに当たり管理の内容について保安規定に定める旨を記載する。	—	—	d
固⑥	廃棄物保管設備の保管廃棄について	保管廃棄する固体廃棄物の状態及び場所(保管エリア)について記載する。	—	—	d
固⑦	低レベル固体廃棄物貯蔵設備について	保管廃棄する固体廃棄物の状態について記載する。	—	—	d
固⑧	他条文からの要求による記載 (安全機能を有する施設)	第 14 条「安全機能を有する施設」の共用に係る要求を受けている内容	— (14 条 4 項)	—	c, d

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
気①	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
気②	換気設備に関する事項	管理区域の負圧維持, 負圧順序の維持, 逆流防止及び漏えい防止については, 換気設備に関する事項であるため, 第 23 条(換気設備)の基本設計方針に記載する。	—
気③	排気口の位置に関する事項	排気口の位置については, 添付書類にて示すため, 基本設計方針には記載しない。	d
気④	開口部における空気流入風速の維持に関する事項	オープンポートボックス, フード及びグローブポートの開口部における空気流入風速の維持については, 閉じ込めの機能に関する事項であるため, 第 10 条(閉じ込めの機能)の基本設計方針に記載する。	—
気⑤	設備仕様	仕様表および添付書類の設備別記載事項の設定根拠に関する説明書にて記載する。	a, b
気⑥	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成及び配置については, 添付書類にて詳細を示すため, 基本設計方針には記載しない。	e, f
気⑦	他条文との重複記載 (燃料加工建屋の主要構造)	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針である。	—
液①	他条文との重複記載 (燃料加工建屋の主要構造)	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針である。	—
液②	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
液③	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成及び配置については, 添付書類にて詳細を示すため, 基本設計方針には記載しない。	e, f
液④	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載	—

		しない。	
固①	他条文との重複記載 (燃料加工建屋の主要構造)	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針である。	—
固②	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
固③	設備の設置	設備の設置については、添付書類の配置図にて示すため、基本設計方針には記載しない。	g
固④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a, c
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
気④	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
気④	指針を参考とした設計	指針を参考とした設計については、添付書類で説明するため記載しない。	e
気④	設備の構造	気体廃棄物の廃棄設備の構造については、添付書類で説明するため記載しない。	e
気④	換気設備に関する事項	管理区域における換気、負圧維持、負圧順序の維持、逆流防止、漏えい防止及び送排風機の予備機の設置については、換気設備に関する事項であるため、第 23 条（換気設備）の基本設計方針に記載する。	—
気④	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成及び排水口の位置については、添付書類にて詳細を示すため、基本設計方針には記載しない。	f, g
気④	開口部における空気流入風速の維持に関する事項	オープンポートボックス、フード及びグローブポートの開口部における空気流入風速の維持については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第 10 条（閉じ込めの機能）の基本設計方針に記載する。	—
気④	グローブボックス排風機における外部電源喪失時の安全機能維持に関する設計	グローブボックス排風機における外部電源喪失時の安全機能については、非常用電源設備に関する事項であるため、第 24 条（非常用電源設備）の基本設計方針に記載する。	—
気④	不燃性・難燃性材料の使用及び火災区域境界における延焼防止ダンパの設置に関する事項	不燃性・難燃性材料の使用及び火災区域境界における延焼防止ダンパの設置については、火災防護に関する事項であるため、第 11 条（火災等による損傷の防止）の基本設計方針に記載する。	—
気④	貯蔵容器搬送用洞道に関する設計	MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉の同時開放の防止並びに貯蔵容器搬送用洞道の負圧維持については、第 14 条（安全機能を有する施設）の基本設計方針に記載する。	—
気④	試験・検査に係る事項	排風機及び高性能エアフィルタの試験・検査については、安全機能を有する施設の試験・検査に関する事項であるため、第 14 条「安全機能を有する施設」の基本設計方針	—

		に記載する。	
気④	設備仕様	仕様表および添付書類の設備別記載事項の設定根拠に関する説明書にて記載する。	a, c
気④	フィルタの段数	フィルタの段数は、核燃料物質等を適切に除去するための仕様に関する記載であるため、添付書類で記載する。	e
液④	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
液④	放射性液体廃棄物の種類の説明	液体廃棄物の廃棄設備で処理する放射性液体廃棄物の種類の説明は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
液④	逆流防止に係る具体設計	逆流防止に関する具体設計については閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の添付書類で記載する。	b
液④	詳細な廃液処理の方法	詳細な廃液処理の方法は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
液④	漏えいの拡大防止及び漏えいしにくい設計	放射性廃棄物の漏えい拡大防止及び漏えいしにくい設計については、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針に記載する。	—
液④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
液④	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成及び排水口の位置については、添付書類にて詳細を示すため、基本設計方針には記載しない。	f, g
液④	系統及び機器による閉じ込め	系統及び機器による閉じ込めについては、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針に記載する。	—
液④	オープンポートボックスの設置	オープンポートボックスの設置は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
液④	海洋放出の方法の説明	海洋放出の方法の説明は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
固④	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
固④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
固④	固体廃棄物の詳細説明	固体廃棄物の詳細説明は、添付書類にて説明するため記載しない。	e

4. 添付書類等

No.	書類名
a	仕様表（設計条件及び仕様）
b	加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書
c	V-1-1-3-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射性廃棄物の廃棄施設）
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書
f	V-2-3 系統図
g	V-2-4 配置図

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
1	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章(共通項目)の「3. 自然現象等」、「4. 防災のための機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における漏水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域外の空気中の放射能物質の濃度を十分に低減できるように、「発電用軽水型原子炉施設周辺」の濃度目標値に関する指針を参考に放射能物質の濃度に起因する健康を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射能物質を低減できる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 (2)気体廃棄物の放出量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 【3.1.1(2)気体廃棄物の放出量】 ・管理区域からの排気は、3.1.1(1)のとおり処理されるため、放出される放射性物質は十分に低減できる設計であることについて説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 (2)気体廃棄物の放出量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 【3.1.1(2)気体廃棄物の放出量】 ・管理区域からの排気は、3.1.1(1)のとおり処理されるため、放出される放射性物質は十分に低減できる設計であることについて説明する。
3	気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気管で構成する。	設置要求 機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 窒素循環設備 排気管	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)処理方法】 ・気体廃棄物の廃棄設備を、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気管によって構成することについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	○	-	-	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排気フィルタユニット 建屋排気機 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気フィルタユニット 工程室排気機 工程室排気機入口手動ダンパ グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気機 グローブボックス排気機入口手動ダンパ 給気設備 窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 窒素循環冷却機 排気 外部放出抑制設備 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1)処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)処理方法】 ・気体廃棄物の廃棄設備を、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気管によって構成することについて説明する。
4	建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋内に取納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 d. 給気設備 e. 窒素循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	○	-	-	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排気フィルタユニット 建屋排気機 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気フィルタユニット 工程室排気機 工程室排気機入口手動ダンパ グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタ グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気機 グローブボックス排気機入口手動ダンパ 給気設備 窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 窒素循環冷却機 外部放出抑制設備 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 d. 給気設備 e. 窒素循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	
5	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章(個別項目)の「6. 換気設備」に基づくものとする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 窒素循環設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 e. 窒素循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	○	-	-	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) 窒素循環設備 主配管(窒素循環系)	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 e. 窒素循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における過水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくとする。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一			
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の大気環境に関する指針」を参考に放射性物質の濃度起因する健康を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	気体廃棄物の廃棄設備は、排気排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	排気排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に取納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくとする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	気体廃棄物の廃棄設備は、WJ燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度及び排気流量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	壁屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒 排気モニタリング設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために壁屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・壁屋排気設備からの排気は、壁屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備からの排気は、グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。 【V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.1.2.1(1)排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	○	-	○	-	(ファン) ・容量 ・原動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために壁屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・壁屋排気設備からの排気は、壁屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備からの排気は、グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。
7	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が報量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	機能要求① 機能要求②	壁屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒 排気モニタリング設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために壁屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・壁屋排気設備からの排気は、壁屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は、グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。 【V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.1.2.1(1)排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	○	-	○	(ファン) ・容量 ・原動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・壁屋排気設備からの排気は、壁屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は、グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。	
8	壁屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気時には、可燃物等を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタを複数段階設け、可燃物等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	壁屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために壁屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	○	-	○	(フィルタ) ・効率	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために壁屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。	
9	気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	壁屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(試験・検査)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・壁屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタの保守性について説明する。	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	○	-	○	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 壁屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 壁屋排気設備】 ・壁屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタの保守性について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度及び排気流量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	-	-	【機能要求①】 排気モニタリング設備 排気モニタ	-	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.1.2.1(1)排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-
7	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が観測告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	-	-	排気モニタリング設備 排気モニタ	-	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【3.1.2.1(1)排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-
8	建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気筒には、燃焼物質等を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタを複数段設け、核燃料物質等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
10	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(試験・検査性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グループボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 ・グループボックス排気フィルタユニット、グループボックス給気フィルタ及びグループボックス排気フィルタの保守性について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グループボックス排気設備 グループボックス排気フィルタユニット グループボックス給気フィルタ グループボックス排気フィルタ	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 ・グループボックス排気フィルタユニット、グループボックス給気フィルタ及びグループボックス排気フィルタの保守性について説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 ・グループボックス排気フィルタユニット、グループボックス給気フィルタ及びグループボックス排気フィルタの保守性について説明する。
11	5.1.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排気風機で構成する。	機能要求①	建屋排気設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 f. 排気筒	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・負圧維持のために建屋排気機を設置することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は、建屋排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排気フィルタユニット 建屋排気機 排気筒	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・負圧維持のために建屋排気機を設置することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は、建屋排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・負圧維持のために建屋排気機を設置することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は、建屋排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	
12	5.1.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排気機及び工程室排気機入口手動ダンパ(2基)(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。	機能要求①	工程室排気設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 工程室排気設備 f. 排気筒	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・負圧維持のために工程室排気機を設置することについて説明する。 ・工程室排気機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気フィルタユニット 工程室排気機 排気筒	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・負圧維持のために工程室排気機を設置することについて説明する。 ・工程室排気機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・負圧維持のために工程室排気機を設置することについて説明する。 ・工程室排気機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	
13	5.1.1.1.3 グループボックス排気設備 グループボックス排気設備は、グループボックス等の負圧維持並びにオープンボックスマス及びアートの閉じ込みを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 グループボックス排気設備は、グループボックス排気ダクト、グループボックス給気フィルタ、グループボックス排気フィルタ、グループボックス排気フィルタユニット、グループボックス排気機及びグループボックス排気機入口手動ダンパ(2基)(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。	機能要求①	グループボックス排気設備 窒素循環設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. グループボックス排気設備 e. 窒素循環設備 f. 排気筒	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 ・負圧維持及び閉じ込みの維持のためにグループボックス排気機を設置することについて説明する。 ・グループボックス排気機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するためにグループボックス排気フィルタユニット及びグループボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グループボックス排気設備からの排気は、グループボックス排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・グループボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環気グループボックス(窒素循環型)内を循環させるために、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気設備 主配管(グループボックス排気系) グループボックス排気フィルタ グループボックス排気フィルタユニット グループボックス排気機 窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 排気筒	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 ・負圧維持及び閉じ込みの維持のためにグループボックス排気機を設置することについて説明する。 ・グループボックス排気機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するためにグループボックス排気フィルタユニット及びグループボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グループボックス排気設備からの排気は、グループボックス排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・グループボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環気グループボックス(窒素循環型)内を循環させるために、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 ・負圧維持及び閉じ込みの維持のためにグループボックス排気機を設置することについて説明する。 ・グループボックス排気機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するためにグループボックス排気フィルタユニット及びグループボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グループボックス排気設備からの排気は、グループボックス排気機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・グループボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環気グループボックス(窒素循環型)内を循環させるために、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。	
14	5.1.1.1.4 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とし、燃料加工建屋に設置する設計とする。	機能要求①	給気設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1)処理方法 4. 給気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	給気設備	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	
15	5.1.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素循環気型グループボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。 窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。	機能要求①	窒素循環設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1)処理方法 e. 窒素循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環ガスを冷却するために窒素循環冷却機を設置することについて説明する。 ・窒素循環気グループボックス(窒素循環型)内を循環させるために、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 窒素循環冷却機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環ガスを冷却するために窒素循環冷却機を設置することについて説明する。 ・窒素循環気グループボックス(窒素循環型)内を循環させるために、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環ガスを冷却するために窒素循環冷却機を設置することについて説明する。 ・窒素循環気グループボックス(窒素循環型)内を循環させるために、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	5.1.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排気機で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	5.1.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排気機及び工程室排気機入口手動ダンパ（2基）（外部放出抑制設備で兼用）で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	5.1.1.1.3 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンボートボックス気及びアートの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排気機及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ（2基）（外部放出抑制設備で兼用）で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	5.1.1.1.4 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とし、燃料加工建屋に設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	5.1.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素循環型グローブボックス（窒素循環機）内を循環させる設計とする。 窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	5.1.1.6 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さを約20m（標高約75m）とする設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 d. 排気筒	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備からの排気は、建屋排気筒を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排気筒を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は、グローブボックス排気筒を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気筒の設置位置について説明する。 ・排気筒の高さについて説明する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 d. 排気筒	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備からの排気は、建屋排気筒を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は、工程室排気筒を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は、グローブボックス排気筒を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気筒の設置位置について説明する。 ・排気筒の高さについて説明する。
17	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるように、「発電用軽水型原子炉施設周辺の放射線目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に関する指針を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 4. 海洋放出管理系	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について、廃液中に含まれる放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。 【3.2.(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について、廃液中に含まれる放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。	
18	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 グローブボックス負圧・温度監視設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 処理方法	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1) 処理方法】 ・廃油保管室の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成することについて説明する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設置することを説明する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1) 処理方法】 ・低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成することについて説明する。	
19	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 c. 廃油保管室の廃油保管エリア	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.2.(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	
20	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれる放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするために、必要に応じて、希釈・ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が検量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について、廃液中に含まれる放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について、廃液中に含まれる放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。	
21	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内蔵する容器又は放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 c. 廃油保管室の廃油保管エリア d. 海洋放出管理系	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 【1. 概要】 【2. 基本方針】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2.(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することについて説明する。 【3.2.(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 【1. 概要】 【2. 基本方針】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2.(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2.(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することについて説明する。 【3.2.(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	5.1.1.1.6 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工機室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さを約20m（標高約75m）とする設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の放射線目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に関連する濃度を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 4. 海洋放出管理系	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。
18	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	機能要求①	○	-	グローブボックス負圧・温度監視設備	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1 (1) 処理方法】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備を設置することを説明する。	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1) 処理方法】 ・液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成することについて説明する。
19	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c. 廃油保管室の廃油保管エリア	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。
20	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が質量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内蔵する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c. 廃油保管室の廃油保管エリア d. 海洋放出管理系	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することについて説明する。 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
22	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、オープンボートボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(設備構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンボートボックス ろ過処理オープンボートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。
23	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が検量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 (2) 液体廃棄物の推定発生量 (3) 放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。 【3.2.1(2) 液体廃棄物の推定発生量】 ・放射性液体廃棄物の推定発生量及び推定年間発生量について説明する。 【3.2.1(3)a. 放出管理】 ・放射性液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2.1(3)b. 測定監視】 ・放射性液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンボートボックス ろ過処理オープンボートボックス 【機能要求②】 低レベル廃液処理設備 イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 液体廃棄物の推定発生量 (3) 放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。 【3.2.1(2) 液体廃棄物の推定発生量】 ・放射性液体廃棄物の推定発生量及び推定年間発生量について説明する。 【3.2.1(3)a. 放出管理】 ・放射性液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2.1(3)b. 測定監視】 ・放射性液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。
24	また、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンボートボックス ろ過処理オープンボートボックス 【機能要求②】 低レベル廃液処理設備 イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。
25	5.1.2.2 グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンボートボックス内の火災を感じ知警報を発生する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発生する設計とする。また、グローブボックスの負圧を検知し、グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発生する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 b. グローブボックス負圧・温度監視設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)b. グローブボックス負圧・温度監視設備】 ・b. グローブボックス負圧・温度監視設備の系統構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	基本方針	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。
26	5.1.2.3 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するための必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用率の高い油類のうち、リサイクル又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c. 廃油保管室の廃油保管エリア 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて、場所を示す。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	基本方針	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。
27	なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規程に記す。管理する。 (1)水が透過しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	基本方針	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、オープンボートボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が検量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	また、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が溢れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	5.1.2.2 グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンボートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。また、グローブボックスの負圧を検出し、グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	○	-	グローブボックス負圧・温度監視設備	-	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 h. グローブボックス負圧・温度監視設備	-	-	-	-	-	-
26	5.1.2.3 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c. 廃油保管室の廃油保管エリア 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2.2(1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(回転等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて、場所を示す。
27	なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規程に定め、管理する。 (1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通基本設計方針	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.2(1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(回転等)の措置について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
28	5.1.2.4 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	設計方針(系統構成) 設計方針(経路維持) 設計方針(流量)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 4. 海洋放出管理系	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。	○	-	-	-	-	○	-	-	基本方針	-	-	-
29	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。海洋放出管理系からの密流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	設計方針(共用)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○密影響防止 ○共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの密流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	○	-	-	-	-	○	-	-	基本方針	-	-	-
30	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1 放射性固体廃棄物の保管設備 (1) 固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3.1 放射性固体廃棄物の保管設備】 (1) 固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系を構成する。	設置要求 機能要求①	再処理施設の第2レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系		○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)		○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化処理した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)		○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、積量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	再処理施設の第2レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系		○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	5.1.3.1 廃棄物保管設備 可燃性、難燃性及び不燃性の雑固体(固型化処理した油類を含む。)であり、分別等を行った後、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化処理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)を設置する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)		○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化処理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	再処理施設の第2レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系		○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求			○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	第2レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア) 再処理施設の第2レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2レベル廃棄物貯蔵系	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
28	5.1.2.4 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	(容積) ・容積 (ポンプ) ・容積 ・吐出圧力 ・原動機 (主配管) ・外径・厚さ	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 4. 海洋放出管理系	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。
29	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。海洋放出管理系からの密着を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆戻りを防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
30	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1 固体廃棄物の保管設備 (1) 固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3.1 固体廃棄物の保管設備】 (1) 固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 (2) 固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて、場所を示す。
31	固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	-	-	-
32	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	(保管・廃棄エリア) ・容量 ・主要寸法	-	-
33	MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化処理した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	-	-	-
34	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	-	-	-
35	5.1.3.1 廃棄物保管設備 可燃性、難燃性及び不燃性の雑固体(固型化処理した油類を含む。)であり、分別等を行った後、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化処理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)を設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	-	-	-
36	5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化処理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	-	-	-
37	再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
38	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.6 共用に対する考慮	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【1. 安全機能を有する施設 1.6 共用に対する考慮】 ○悪影響防止 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

令和3年8月26日 R O

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は追而とする。